

○食品衛生法基準条例に基づく施設基準

法：食品衛生法

令：食品衛生法施行令

第1 営業に共通する基準

なし

第2 業種ごとの基準

6 令第35条第6号に規定する集乳業

イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。

ロ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。